

公 告

公告第23号
令和4年8月5日

分任契約担当官
陸上自衛隊福岡駐屯地
第366会計隊長 西山 英児

下記のとおり一般競争入札をおこないます。

記

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 : A : 使用済車両売払い (内訳書のとおり)
B : 鉄屑ほか15件 (内訳書のとおり)
- (2) 引 渡 場 所 : 陸上自衛隊福岡駐屯地
- (3) 引取 (引渡) 期限 : 代金納付の日から5日以内 (令和4年10月31日までに搬出)
- (4) 代 金 納 付 期 限 : 令和4年10月31日 (月)

2 競争参加資格者

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。尚、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること
- (3) 令和4・5・6年度資格審査結果通知書 (全省庁統一資格) で「物品の買受け」C等級以上の資格を有する者
- (4) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと
- (5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと
- (6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない
- (7) 都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する公共事業等から排除するよう要請があつた者で、当該状態が継続していないこと
- (8) 自動車リサイクル法に基づく引取業者であること (各都道府県等登録業者)
- (9) 使用済自動車の再資源化等に関する法律に示す4つの業種資格 (取引業、フロン類回収業、解体業、破碎業) を有するもの又は引取業の資格を有し他の3業種を他業者に下請けさせる場合は、入札時までに下請申請書を提出し、契約担当官の承認を得た者
- (10) 引き渡した日から3ヶ月以内に全ての解体処置を実施できる者
- (11) 入札参加を希望する者は、令和4年8月26日 (金) 12時00分までに電話連絡すること。

3 契約条項・入札心得を示す場所

陸上自衛隊福岡駐屯地 第366会計隊事務室、西部方面隊ホームページ

4 競争入札執行の場所及び日時

- (1) 場 所 : 陸上自衛隊福岡駐屯地
- (2) 日 時 : 令和4年8月31日 (木) 14時00分

5 説明会

実施しない

ただし、現場確認希望者の方は、事前に14(2)の担当者に連絡をし日程を調整すること。

なお、未確認にて入札書提出の場合は、現場の状況及び現物を理解したものとして取り扱う。

また、現物確認等における移動費用等(旅費等)に関しては全て業者側の負担によるものとする。

6 保証金に関する事項

(1) 入札保証金：免除

ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5以上を違約金として徴収する

(2) 契約保証金：免除

ただし、契約締結後、業者側の責による理由により契約の全部又は一部を解約するときは契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する

7 違約金等

車両を転売して一般市場に流通させた場合又は外装部品を転売して自衛隊車両と同様の外観を有する車両を一般市場に流通させるに至った場合は、契約金額の10パーセントに相当する金額の違約金を徴収するとともに、実際の損害の額が違約金の額を超過する場合には、超過分の損害を請求し徴収する

8 契約書の作成

落札決定後、遅滞なく作成する

9 落札決定方法

総額(消費税込み)

総額が予定価格以上の最高価格をもって入札した者を落札者とする。ただし同価の場合は、抽選により決定

10 落札決定方法

(1) グループ別総額決定(消費税込み)

- (2) グループA～B毎の総額が予定価格を超えた最高額入札者を落札者とする。
(但し、同額の場合は抽選により決定する)

11 入札の無効

- (1) 競争に参加する者に必要な資格のない者が行った入札
- (2) 入札金額、入札者氏名及び押印が判明又は識別し難い入札
- (3) 電話、電報、FAXによる入札
- (4) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合
- (5) その他入札に関する事項に違反した入札

12 特約条項

標準契約書の「不用物品売払契約条項」及び、「売払い物品の解体に関する特約条項」を付するので、必ず確認すること

13 その他

- (1) 「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」を確認のうえ、暴力団排除に関する事項に誓約する旨を入札書に付記すること
- (2) 代理人が入札に参加する場合は、入札開始前までに委任状を提出すること
- (3) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵便による入札とする。

その際、書留等配達証明の残る形式で令和4年8月30日(火)17時までに必着すること。

なお、送付後第366会計隊契約班へ電話連絡すること。

また、入札金額が同額による場合は当該入札に関係の無い職員により抽選を実施し、再度入札なった場合は別途連絡する。

- (4) 入札参加を希望する者は、入札前日までに資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の（写）と引取業者としての各都道府県知事等の登録・許可証の（写）を提出すること
- (5) 当該売払車両及びその部品を輸出する場合、輸出貿易管理令に基づき経済産業大臣の許可が必要となります。
- (6) 落札業者については、落札後速やかに誓約書（契約した鉄屑等を復元して再使用しない趣旨の内容）の提出をするものとする。
- (7) 搬出の際、官側の支援は一切ないものとし、落札者の責任の下に作業を完了させること。
- (8) 搬出の際、事故防止に留意するとともに、事故発生の場合は全て落札者の責任において処置すること
- (9) 公告掲示場所
西部方面隊ホームページ、陸上自衛隊福岡駐屯地

1 4 連絡先

- (1) 入札及び契約事項に関する問い合わせ先
陸上自衛隊福岡駐屯地 第366会計隊 契約班 江籠（えご）
TEL 092-591-1020（内線5353）
FAX 092-591-5536（直通）
- (2) 内訳書の内容及び現物（現場）確認に関する問い合わせ先
陸上自衛隊福岡駐屯地 業務隊 補給科 薬丸
TEL 092-591-1020（内線5659）